



# 羽の情報便

## 各税金の算出方法

### (1) 所得税の算出方法

事業所得の方の場合、1月1日から12月31日までの1年分の総収入金額、つまり1年間の売上合計を集計します。次に事業に対して発生した必要経費を集計します。必要経費とは、商品の仕入代金や人件費、交通費・通信費など、事業に関連して支出した費用をいいます。事業所得は、「事業所得」=「総収入金額」-「必要経費」で計算します。事業所得の計算で算出された所得金額から、更に引くことができる経費があります。その1年間に支払った個人の生命保険料や住宅ローン残高がある方は、会社員の方と同様に経費として引くことができます。事業所得から生命保険料等の経費を控除した結果、例えば400万円と所得が計算された方は、所得税額=400万円×20% -427,500円 = 372,500円となります。なお、納税は翌年の3月15日までの間に税務署、または金融機関等で納税します。

### (2) 住民税の算出方法

住民税は、均等割と所得割の2つから構成されていて、東京都の場合、均等割は5,000円となっています。住民税額=均等割+所得割です。所得割については、所得割=(所得金額-所得控除額)×税率-税額控除額で算出します。所得割の税率は、東京都の場合、都民税が一律で4%、特別区民税が一律で6%の合計10%です。住民税は行政によって計算され納付書も行政から送られて来ます。その為ご自身で計算する必要はありませんが、住民税の納税額通知書が届いた際は、一度その内容をご確認いただくことをお勧めします。

### (3) 個人事業税の算出方法

個人事業税は、「総収入金額」から「必要経費」を控除して算出した事業所得金額に一定の税率を乗じて算出します。税率は、個人が営んでいる事業の種類ごとに大きく3つに設定されています。例えば、物品販売業や飲食業等通常の事業を営んでいる方が対象なのは、第1種事業になり、税率は5%となります。事業所得金額500万円で飲食業を営まれている場合は、個人事業税={500万円-290万円(事業主控除)}×5%=105,000円となります。個人事業主には、290万円の事業主控除があります。個人事業税の計算上、事業所得金額から控除できます。事業主控除290万円があるため、年間の所得が290万円より少ない場合は、事業税を支払う必要がありません。個人で事業をされている方は一律290万円が控除されます。

### (4) 消費税の算出方法

消費税は、原則預かった消費税から支払った消費税を差し引き、その差額を税務署に納めます。税抜で2,000万円の売上があり、商品を1,000万円で仕入れたというケースの場合、消費税率は8%なので、納付すべき消費税額=2,000万円×8%-1,000万円×8%=80万円となります。なお、2年前の売上が1,000万円以下の個人事業主の方は免税事業者という扱いとなり、納付の必要はありません。事業が軌道に乗り、売上が1,000万円を超えるころに消費税の納付を意識すると良いでしょう。

其々の税金について、計算方法や納付期限、控除額といったポイントを正しく理解するようにして下さい。



## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

# お客様からのQ & A

従業員とは、雇用契約を結んでいますが、従業員からの要望で、雇用を止めて、外注契約・請負契約に変えたのですが、そうなると、消費税の仕入税額控除を認めてもらうことは、可能でしょうか？

労務の対価であるか、請負、外注であるかは、取引の状況が実質的にどうであるかで判断されることとなります。

対価の支払方法や誰の指揮監督で動くかなどが総合的に判断されます。従って一概にどちらということとは、難しいです。

尚、外注の場合は、必ず、最低限、相手（元従業員）から請求書をもって、支払のときには、領収書を受領することにしなさい。

もし、税務署が外注と認めない場合は、消費税の仕入税額控除は否認されるので、消費税納税額が増えて、更に源泉所得税の未納とそれに係る不納付加算税が追徴される場合もあるかも知れません。

契約の内容（実態）には、十分に注意して下さい。



## 税金・保険のまめ知識（第96回）

### 租税公課とは？

確定申告をするうえで分かりにくい経費科目の一つに「租税公課」があります。「租税」と聞けば、税金に関連した科目だとは想像できますが、「公課」と聞いてもピンとくる人は少ないのではないのでしょうか。そこで、該当する税金・課金の例、さらには個人事業主の場合、個人と事業にかかる税金を混同しがちなので、その注意点についても説明します。

租税公課とは、簡単に言うと「租税＝（税金）」と「公課＝（公的な課金）」という2つの科目を合わせたものです。おおまかに以下のように分けることができます。

「租税」・・・国や地方自治体に納める税金の一部

「公課」・・・国や地方自治体、その他の公的な団体で課される負担金

単純に税金という大くくりで考えると、所得税や住民税も「租税公課」に該当しように思えますが、これらは事業主個人にかかる税金なので、経費として計上できません。また、交通違反の罰金や税金の延滞金なども公への課金と言えますが、事業主の不注意によって発生しているので経費には該当しません。

こうした租税公課については、個人事業主の場合、事業で支払っているのか、個人で支払っているのかが曖昧なケースも多々あります。

租税公課として経費にできるものは、国税（印紙税、登録免許税等）、地方税（個人事業税、固定資産税、不動産所得税、償却資産税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、自動車重量税等）です。

事業主貸勘定で処理するものは、所得税、住民税、国民健康保険、国民年金、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、交通違反の罰金等です。

上記のように、一定の取引金額以上の契約書や領収書に貼ることが定められている「収入印紙」などの購入費用である印紙税は、租税公課として経費計上します。この理由は経済取引など事業に関連して作成される文書にかかる流通税という位置付けだからです。ただし、原則的には購入時ではなく、貼付消印して初めて経費と見なされるのでその点ご注意ください。

所得税や住民税を経費計上できないのは、個人事業主にとって事業に関係あるものしか経費として認められないという大原則があるからです。つまり、事業に関係する費用ではない所得税や住民税は経費計上できず、帳簿上は事業主貸勘定で処理することになります。

個人用の住宅の一室を事務所にしていたり、事業用の自動車を休日に使っていたりする個人事業主の場合、租税公課として支払う固定資産税や自動車税などは、利用用途の割合によって「按分」することが可能です。これも通信費や光熱費と同じような経費按分だと考えて問題ありません。

その他、所得税や住民税同様、個人にかかる税金である国民健康保険や国民年金も、租税公課として経費計上はできません。ただし、これらの社会保険料は、確定申告書に1年間で支払った総額を記入することで所得から控除することができます。

「租税公課」は、主に国や地方に収める税金のことを指しています。しかし、納めている税金を全て経費として計上できるわけではないことがポイントです。正しい知識を身につけて、確定申告時に迷わないよう今のうちから備えておきましょう。



## 6月の税務カレンダー

### 6月10日(水)

5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月~当月5月分)の納付

### 6月15日(月)

所得税の予定納税額の通知

### 6月30日(火)

- ・4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>
- ・1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- ・消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)



## 生命保険の基礎知識(32)

~保険の約款を読んだことありますか?~

### 意向確認書

意向確認書の中身については、保険会社や商品によっても変わってきますが、一般的な意向確認書の内容を記載します。

- ①保険の種類(主契約・特約の保障内容)は理解しているか?
- ②保険金額(死亡・高度障害・給付金)は理解しているか?
- ③契約する保険の保険期間は理解しているか?
- ④保険料、払込期間、払込方法、配当金などは理解しているか?
- ⑤保険商品が総合的に見て意向に沿ったものになっているか?



どういった保険商品で、保険金額がいくらなのかという事を自分で記入する形式ではなく、YES・NOで答える形式になっていますので、あまり意味がないような気もしますが、署名捺印欄がありますので、意向書にサインをしたということは、自分の保険を理解しているという事を宣言したになります。

自分の保険の保障内容や保険金額を把握していない人も多いのですが、最低限どういった時にいくら保障されるのかという事は契約前にしっかりと頭に入れておきましょう。



ちよっとコーヒープレイク! 思い違い・読み違い・書き違い・聞き違い

## 笑える話・面白い話(3)

~「ホームステイ」・「欲しい物」~



### ①ホームステイ

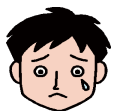
うちの弟は、誰に似たのかとても勉強ができる。

高校1年生のとき、アメリカに留学することになった。そのとき、母は親戚や近所の人に「うちの息子アメリカにホームレスやるんですよ」と言って、自慢して歩いていた。

誰に似たのか・・・

### ②欲しい物

何だか機嫌よさげなお父さんが、「何でも好きな物を買ってきてやる」って言うからGLAYのベストを頼んだ。そしたらね、灰色のチョコキを買ってきたの。





# 今月のコラム

六月の第三日曜日は、父の日。  
 いずれは親孝行しないと、と考えてはいるものの、日常の忙しさに、つい言い訳が先行して気がつけば何十年の歳月が経ってしまいました。両親が元気で動けるうちにと今年こそはと思っています。

そして、知らず知らずのうちに年々増して行くオヤジ化。オヤジ仕事ランキングというものを存じでしようか？

道端にタンを吐く。食後に、爪楊枝でシーハー。又はお茶で口をゆすぐ。お札を数える時、指をなめる等。二〇位まで列挙されていました。因みに二〇位は、会計の時に店員に指で×印を作って示す行為だそうです。私はこの行為に少し動揺しました。

特に、会社で上司である立場の場合、当然、部下はオヤジ仕事に楯突けません。

ランキングには、セクハラ・パワハラ行為も含まれていました。何気ないオヤジ仕事、実は大変な問題行為。迷惑行為になっている可能性もあるのです。女子高生が言うには、社会人は皆オッサンだそうです。悲。自分はまだまだ若いと思っっているのです。

一方、オヤジたちの決めせりふである 最近の若者は・・・ 近頃の若いヤツと来たら・・・

職場でも、新入社員とベテラン社員の間に、大きな溝が出来ているかも知れません。

普段から少々気をつけた方が良くもありません。父の日くらいは大目に見て！何て言っただけは駄目です！

でも、何だかんだ言っても健康であることが一番。これから益々暑くなって来ますが、お身体に注意して、頑張らしましょう！



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,800円 月額 7,560円～ 決算月 10,800円～

法人：入会金 10,800円～ 月額 16,200円～ 決算月 54,000円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

月額 3,240円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp

暑くなって来ましたね。  
熱中症に注意して頑張りましょう！

